

(            ) 年度 [(            ) 年分]  
**市・県民税 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書**  
 (上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書)

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る市・県民税の課税方法について、所得税の確定申告とは異なる課税方法を選択する場合は、記入の上、提出してください。

現在の住所		業種または職業	
1月1日現在の住所		電話番号	
フリガナ		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
氏名	印		行政区コード
個人番号		世帯コード	
		住民コード	

該当する箇所に☑をつけてください。

1 上場株式等の配当所得等に係る市・県民税の課税方式について次のとおり選択します。

- ① すべて申告不要を選択します。  
 ② 次の表のとおり選択します。

申告不要とする配当所得等の金額	円	/	
総合課税とする配当所得等の金額	円	配当割額控除額 (市・県民税の特別徴収税額)	円
申告分離課税とする配当所得等の金額	円	配当割額控除額 (市・県民税の特別徴収税額)	円

2 上場株式等の譲渡所得等に係る市・県民税の課税方式について次のとおり選択します。

- ① すべて申告不要を選択します。  
 ② 次の表のとおり選択します。

申告不要とする上場株式等の譲渡所得等の金額	円	/	
申告分離課税とする上場株式等の譲渡所得等の金額	円	株式等譲渡所得割額控除額 (市・県民税の特別徴収税額)	円

3 上場株式等に係る繰越損失の繰り越し控除について、次のとおり申告します。

本年度分の配当所得等から 差し引く繰越損失額	本年分の譲渡所得等から 差し引く繰越損失額	翌年度以降に繰り越される 損失の金額
円	円	円

<関連書類について>

申告書の提出にあたって、下記書類の添付をお願いします。

- ・確定申告書を提出した場合は、確定申告書の控えの一式 (コピー可)  
 (確定申告書の第1表～第4表、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 など)
- ・特定口座年間取引報告書、上場株式等の配当所得等の支払通知書等 (コピー可)

～ 注意事項 ～

- 所得税及び市・県民税が源泉徴収（特別徴収）されている上場株式等に係る配当所得等または源泉徴収（特別徴収）することを選択している特定口座（源泉徴収口座）に受け入れた上場株式等の譲渡所得等について、所得税の確定申告と異なる課税方式を選択する場合は、本申告書を提出してください。  
一般株式等の配当所得等及び源泉徴収されていない簡易口座や一般口座での上場株式等の譲渡所得等については申告不要とすることはできません。
- 原則、当該年度の申告期限（3月15日）までに本申告書を提出してください。ただし、申告期限後であっても納税通知書が送達されるまでに提出されたものは有効となります。
- 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等以外の所得及び所得控除等については、所得税の確定申告書と同一の内容を記載した市・県民税の申告書が提出されたものとして取り扱います。
- 市・県民税では申告不要を選択した場合、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
- 所得税と市・県民税で異なる課税方式を選択した場合、医療費控除や外国税額控除、譲渡所得の繰越損失額等について、所得税と市・県民税で控除額等に差異が生じることがあります。
- 申告することを選択した上場株式等に係る配当所得等（一定のものを除く。）については、一部を総合課税、残りを申告分離課税として申告するような選択はできません。
- 源泉徴収口座内において譲渡損失と配当所得等が損益通算されている場合、同一口座の配当所得等のみを申告不要とすることはできません。
- 申告書の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で市・県民税を課税することがあります。

< 申告書の提出先 >

〒 949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1  
南魚沼市役所 税務課 市民税係 (025-773-6668)